

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節から第六節まで（現行のとおり）</p> <p>第七節 <u>区画避難安全性能を有する建築物の区画部分等に対する適用の除外（第八条の四の二—第八条の六）</u></p> <p>第八節（現行のとおり）</p> <p>第九節 <u>特殊の構造方法又は建築材料等の適用の除外（第八条の十九）</u></p> <p>第十節 <u>別の建築物とみなす部分（第八条の二十）</u></p> <p>第十一節 <u>既存の建築物に対する制限の緩和（第八条の二十一・第八条の二十二）</u></p> <p>第二章から第六章まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>（路地状敷地の建築制限）</p> <p>第三条の二 前条第一項に規定する敷地で路地状部分の幅員が四メートル未満のものには、階数（<u>特定主要構造部（法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）</u>）が耐火構造の地階を除く。第七条において同じ。）が三（耐火建築物、準耐火建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備（令第三百三十六条の二第一号イの外壁開口部設備をいう。以下同じ。））について知事が定めた構造方法を用いる建築物の場合は、四）以上</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節から第六節まで（略）</p> <p>第七節 <u>階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外（第八条の五一—第八条の六の二）</u></p> <p>第八節（略）</p> <p>第九節 <u>特殊の構造方法又は建築材料等の適用の除外（第八条の十九）</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章から第六章まで（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>（路地状敷地の建築制限）</p> <p>第三条の二 前条第一項に規定する敷地で路地状部分の幅員が四メートル未満のものには、階数（<u>主要構造部が耐火構造の地階を除く。第七条において同じ。）</u>）が三（耐火建築物、準耐火建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備（令第三百三十六条の二第一号イの外壁開口部設備をいう。以下同じ。））について知事が定めた構造方法を用いる建築物の場合は、四）以上の建築物を建築してはならない。</p>

の建築物を建築してはならない。

第四条から第六条の二まで（現行のとおり）

第四節 防災構造

（三階以上の階に設ける居室）

第七条 法第二十二条第一項の規定により指定する区域内においては、三階以上の階に居室を有する建築物は、木造建築物等としてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一及び二（現行のとおり）

（避難施設の設置）

第七条の二（現行のとおり）

一 建築物の避難階の直下階である令第二百二十一条第一項第三号に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有し、かつ、その階の居室の床面積の合計が百平方メートル（主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。次号において同じ。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物については二百平方メートル）以下のもの

二 建築物の地下二階以上五階以下の階のうち、避難階及びその直上階以外の階を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項各号に掲げる営業に係るもの（令第二百二十一条第一項第三号イに該当するものを除く。）又は飲食店の用途に供するものでその階に客席を有し、かつ、その階の居室の床面積の合計が百平方メートル（主要構造部が準耐火構造である建築物又は主要構造部が

第四条から第六条の二まで（略）

第四節 防災構造

（三階以上の階に設ける居室）

第七条 法第二十二条第一項の規定により指定する区域内においては、三階以上の階に居室を有する建築物は、木造建築物等としてはならない。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

一及び二（略）

（避難施設の設置）

第七条の二（略）

一 建築物の避難階の直下階である令第二百二十一条第一項第三号に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有し、かつ、その階の居室の床面積の合計が百平方メートル（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物については二百平方メートル）以下のもの

二 建築物の地下二階以上五階以下の階のうち、避難階及びその直上階以外の階を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項各号に掲げる営業に係るもの（令第二百二十一条第一項第三号イに該当するものを除く。）又は飲食店の用途に供するものでその階に客席を有し、かつ、その階の居室の床面積の合計が百平方メートル（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造ら

不燃材料で造られている建築物については二百平方メートル)
以下のもの

- 2 (現行のとおり)
(建築物の構造)

第七条の三 (現行のとおり)

- 2 (現行のとおり)
(削る)

(削る)

- 3 建築物が、第一項の規定により知事が指定する区域の準防火地域とこれ以外の地域(防火地域を除く。)にわたる場合においては、その全部について前項の規定を適用する。ただし、その建築物が、当該区域の準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでな

れている建築物については二百平方メートル)以下のもの

- 2 (略)
(建築物の構造)

第七条の三 (略)

- 2 (略)

3 法第三条第二項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)を増築し、又は改築する場合においては、次に掲げるもの以外のものについて、同項の規定を適用する。

一 増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)が、五十平方メートルを超えないこと。

二 増築又は改築後における階数が二以下であること。

三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が、防火構造であること。

4 法第三条第二項の規定により第二項の規定の適用を受けない建築物の大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合においては、同項の規定は適用しない。

5 建築物が、第一項の規定により知事が指定する区域の準防火地域とこれ以外の地域(防火地域を除く。)にわたる場合においては、その全部について第二項の規定を適用する。ただし、その建築物が、当該区域の準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りで

い。

4 (現行のとおり)

(直通階段からの避難経路)

第八条 法又はこの条例の規定により特定主要構造部を耐火構造としなければならない建築物で、地階又は三階以上の階に居室を有するものは、避難階における直通階段から屋外への出口に至る経路のうち屋内の部分（以下この条及び第八条の二十二第三項において「避難階の屋内避難経路」という。）を、道路まで有効に避難できるように、屋内の他の部分と耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に定める防火設備で令百十二条第十九項第二号に定めるもので区画しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

一 直通階段（令百十二条第十一項ただし書に該当するものに限る。）に接続する避難階の屋内避難経路

二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 法若しくはこの条例の規定により特定主要構造部を準耐火構造としなければならない建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに定める技術的基準に適合する建築物であつて、法第六十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもので、地階又は三階以上の階に居室を有するものについては、前二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「耐火構造の」とあるのは、「準耐火構造の」と読み替えるものとする。

ない。

6 (略)

(直通階段からの避難経路)

第八条 法又はこの条例の規定により主要構造部を耐火構造としなければならない建築物で、地階又は三階以上の階に居室を有するものは、避難階における直通階段から屋外への出口に至る経路のうち屋内の部分（以下この項及び次項において「避難階の屋内避難経路」という。）を、道路まで有効に避難できるように、屋内の他の部分と耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に定める防火設備で令百十二条第十八項第二号に定めるもので区画しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

一 直通階段（令百十二条第十項ただし書に該当するものに限る。）に接続する避難階の屋内避難経路

二 (略)

2 (略)

3 法若しくはこの条例の規定により主要構造部を準耐火構造としなければならない建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに定める技術的基準に適合する建築物であつて、法第六十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもので、地階又は三階以上の階に居室を有するものについては、前二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「耐火構造の」とあるのは、「準耐火構造の」と読み替えるものとする。

第八条の二（現行のとおり）

（一定の複数建築物に対する制限の特例）

第八条の三 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの規定により認定又は許可を受けた建築物に対する第二条から第五条まで、第十条から第十条の三まで（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第一項第一号及び第三号並びに同条第四項、第十七条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。第八条の二十一第一項において同じ。）、第十九条第一項第二号及び同条第二項から第五項まで（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條、第二十三條、第二十七條（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第四号、第三十三条第一項、第四十一条、第四十六条第一項第二号並びに同条第二項及び第三項並びに第五十条第二項の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

（一定の複数建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例）

第八条の四 第十条の五第一項第一号イ及び第二号イ、第二十九条、第三十八条第一項第一号並びに第五十一条第一号の規定の適用において、法第八十六条の四の規定により耐火建築物とみなされた建築物又は令**第三百三十六條の二第一号**に規定する建築物で、特定主要構造部が同号イに定める技術的基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が同号イただし書に該当するものは耐火建築物と、法第八十六条の四の規定により準耐火建築物とみなされた建築物又は令**第三百三十六條の二第二号**に規定する建築物で、主要構造部が同号イに定め

第八条の二（略）

（一定の複数建築物に対する制限の特例）

第八条の三 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの規定により認定又は許可を受けた建築物に対する第二条から第五条まで、第十条から第十条の三まで（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第一項第一号及び第三号並びに同条第四項、第十七条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項第二号並びに同条第二項及び第三項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條、第二十三條、第二十七條（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第四号、第三十三条第一項、第四十一条、第四十六条第一項第二号並びに同条第二項及び第三項並びに第五十条第二項の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

（一定の複数建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例）

第八条の四 第十条の五第一項、第二十九条、第三十八条第一項及び第五十一条第一号の規定の適用において、法第八十六条の四の規定により耐火建築物とみなされた建築物又は令**第三百三十六條の二第一号**に規定する建築物で、主要構造部が同号イに定める技術的基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が同号イただし書に該当するものは耐火建築物と、法第八十六条の四の規定により準耐火建築物とみなされた建築物又は令**第三百三十六條の二第二号**に規定する建築物で、主要構造部が同号イに定める技術的基準に適合

る技術的基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が同条第一号イただし書に該当するものは準耐火建築物とみなす。

第七節 区画避難安全性能を有する建築物の区画部分等に対する適用の除外

(区画避難安全性能を有する建築物の区画部分に関する適用の除外)

第八条の四の二 令第二百二十八条の七第二項に定める区画避難安全性能を有する建築物の区画部分（同条第一項の区画部分をいう。）については、第十二条第一号及び第二号（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に限る。）、第十四条第一項、第十五条（専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。次条及び第八条の六において同じ。）並びに第七十二条（階段に係る部分を除く。次条及び第八条の六において同じ。）の規定は、適用しない。

(階避難安全性能を有する建築物の階に対する適用の除外)

第八条の五 令第二百二十九条第二項に定める階避難安全性能を有する建築物の階については、第十条の八並びに第十二条及び第十三条（それぞれ小学校に限る。）、第十四条第一項、第十五条、第二十条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二号、第二十六条、第四十三条第一号から第四号まで、第四十四条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条並びに第七十二条の規定は、適用しない。

し、かつ、外壁開口部設備が同条第一号イただし書に該当するものは準耐火建築物とみなす。

第七節 階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外

(新設)

(階避難安全性能等を有する建築物の階に対する適用の除外)

第八条の五 令第二百二十九条第二項に定める階避難安全性能を有する建築物の階又は令第二百二十九条の二第三項に定める全館避難安全性能を有する建築物の階については、第十条の八並びに第十二条及び第十三条（それぞれ小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に限る。）、第十四条第一項、第十五条（専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。）、第二十条（第七十三条第一項の規定により準用する場合を含む。）、第二十五条第二号、第二十六条、第四十三条第一号から第四号まで、第四十四条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条並びに第七十二条（階段に係る部分を除く。）の規定は、

(全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外)

第八条の六 令第二百二十九条の二第三項に定める全館避難安全性能を有する建築物については、第八条、第十条の四第一項、第十条の四の二、第十条の五第一項第一号ロ及び第二号ロ、第十条の八、第十一条並びに第十二条及び第十三条（それぞれ小学校に限る。）、第十四条第一項、第十五条、第二十条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二号、第二十六条、第三十八条第一項第二号、第四十三条第一号から第四号まで、第四十四条、第四十五条第一号及び第二号、第四十六条第一項第三号及び第四号、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条、第五十条第二項、第五十一条第二号から第五号まで並びに第七十二条の規定は、適用しない。

(削る)

第八節 自動回転ドア

第八条の七から第八条の十二まで (現行のとおり)

(自動式の引き戸の併設)

第八条の十三 (現行のとおり)

(削る)

適用しない。

(全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外)

第八条の六 令第二百二十九条の二第三項に定める全館避難安全性能を有する建築物については、第八条、第十条の四第一項、第十条の四の二、第十一条、第四十五条第一号及び第二号、第四十六条第一項第三号及び第四号、第五十条第二項並びに第五十一条第二号から第四号までの規定は、適用しない。

(別の建築物とみなす部分)

第八条の六の二 令第一百七十七条第二項に規定する建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第八節 自動回転ドア

第八条の七から第八条の十二まで (略)

(自動式の引き戸の併設)

第八条の十三 (略)

2 法第三条第二項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合で、構造上の制約その他の理由により新たに併設引き戸を設けることができないときは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、建築物の構造上の制約により併設引き戸を設けることができない場合において、同項各号の要件に該当する戸であつて、車椅子使用者が容易に開閉して通過できるものを設けたときは、併設引き戸を設けることを要しない。

第八条の十四から第八条の十九まで（現行のとおり）

第十節 別の建築物とみなす部分

(別の建築物とみなす部分)

第八条の二十 建築物が令百九条の八に規定する火熱遮断壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第三条の二、第七条、第七条の三、第八条第一項若しくは第二項（それぞれ同条第三項及び第十条の四の二において準用する場合を含む。）、第十条の五第一項第一号イ若しくは第二号イ、第十六条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。）、第二十条第一項若しくは第二項（第二十一条第七項において読み替えて適用する場合及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節に

一 当該建築物内における前項第一号の位置以外の位置に、同項第二号から第四号までに規定する構造の引き戸が設けられている場合は、当該引き戸までの方向及び距離を表示した看板等を建築物内及び敷地内に設けること。

二 当該建築物内における前項第一号の位置以外の位置に、同項第二号から第四号までに規定する構造の引き戸を新たに設け、当該引き戸までの方向及び距離を表示した看板等を建築物内及び敷地内に設けること。

3 第一項及び前項第二号の規定にかかわらず、建築物の構造上の制約により併設引き戸及び前項第二号の引き戸を設けることができない場合において、第一項各号の要件に該当する戸であつて、車いす使用者が容易に開閉して通過できるものを設けたときは、併設引き戸又は前項第二号の引き戸を設けることを要しない。

第八条の十四から第八条の十九まで（略）

（新設）

において同じ。)、第二十五条第一号、第二十九条、第三十一条第四号、第三十八条第一項第一号、第四十八条又は第五十一条第一号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

2 令第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、第七条の二、第八条の四の二から第八条の六まで、第十条の四、第十条の七から第十一条まで、第十一条の三、第十二条第二号若しくは第三号、第十三条、第十四条第二項、第十五条、第十八条第一項（第二十一条第七項において読み替えて適用する場合及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。）、第二十条第三項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。）、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条、第三十一条第五号（第三十三条第二項において準用する場合を含む。次節において同じ。）、第三十二条第六号、第四十四条、第四十六条第一項、第五十一条第三号から第五号まで又は第七十二条（第七十三条第二項において準用する場合を含む。次節において同じ。）の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 令第百二十六条の二第二項各号に掲げる建築物の部分は、第十二条第一号又は第十四条第一項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第十一節 既存の建築物に対する制限の緩和

(増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合)

第八条の二十一 法第三条第二項の規定により、第三条の二、第七条、第七条の二、第七条の三第二項、第十条の四、第十条の五、第十条の七から第十三条まで、第十四条第一項、第十六条、第十

(新設)

七条、第十八条第一項、第十九条（第一項第一号に係る部分を除く。）（第二十一条第七項において読み替えて適用する場合並びに第三十七条及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十九条、第三十条、第三十一条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第三十二条（第六号に係る部分に限る。）、第三十三条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条から第五十一条まで、第七十四条、第八十条（第三号に係る部分に限る。）又は第八十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物について、知事が定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第三条第二項の規定により、第三条の二、第七条から第七条の三まで、第十条の四、第十条の五、第十条の七から第十一条の三まで、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十九条、第三十条、第三十一条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第三十二条（第六号に係る部分に限る。）、第三十三条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十八条から第五十一条まで、第七十四条又は第八十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に

規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として知事が定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものについて増築等をする場合には、法第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第三条第二項の規定により、第十一条の四、第十二条（増築又は改築に係る部分以外の部分について、同条第二号に掲げる要件に該当せず、かつ、同条第一号及び第三号に掲げる要件に該当する場合に限る。）、第十四条第二項、第十五条、第十八条第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第十九条（第一項第一号に係る部分に限る。）（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第二十条第三項、第二十六条、第三十一条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第三十二条（第六号に係る部分を除く。）（第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第四十四条、第四十七条、第七十二条、第七十五条、第七十八条又は第八十条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合には、法第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 法第三条第二項の規定により、第八条の十三第一項の規定の適用を受けない建築物の増築等をする場合で、構造上の制約その他

の理由により新たに併設引き戸を設けることができないとき、かつ、次の各号のいずれかの措置を講じたときは、法第三条第三項の規定にかかわらず、第八条の十三第一項の規定は、適用しない。

一 当該建築物内における第八条の十三第一項第一号の位置以外の位置に、同項第二号から第四号までに規定する構造の引き戸が設けられている場合は、当該引き戸までの方向及び距離を表示した看板等を建築物内及び敷地内に設けること。

二 当該建築物内における第八条の十三第一項第一号の位置以外の位置に、同項第二号から第四号までに規定する構造の引き戸を新たに設け、当該引き戸までの方向及び距離を表示した看板等を建築物内及び敷地内に設けること。

5 前項第二号の規定にかかわらず、建築物の構造上の制約により同号の引き戸を設けることができない場合において、第八条の十三第一項各号の要件に該当する戸であつて、車椅子使用者が容易に開閉して通過できるものを設けたときは、前項第二号の引き戸を設けることを要しない。

(用途の変更をする場合)

第八条の二十二 法第三条第二項の規定により、第三条の二、第七条、第七条の三第二項、第八条の七から第八条の十七まで、第十条の五（第一項第一号ロ及び第二号ロに係る部分に限る。）、第十一条の二、第十八条第二項、第二十五条（第一号に係る部分に限る。）、第三十条、第三十一条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条（第六号に係る部分を除く。）、第三十八条（第一項第二号に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十七条（第一項に係る部分を除く。）、第四十八条、第四十九条、第五十条第一

項、第五十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第八十条又は第八十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更については、法第八十七条第三項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 前条第二項（第七条の二、第十条の四第三項若しくは第四項、第十条の五（第一項第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第十条の七から第十一条まで、第十一条の三、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十四条、第二十五条（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第二十九条、第三十一条（第四号及び第五号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第三十二条（第六号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第三十三条第一項、第三十八条（第一項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第四十三条、第四十五条、第四十六条第一項、第五十条第二項又は第五十一条（第二号に係る部分を除く。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）及び前条第三項（第十一条の四、第十二条（用途の変更に係る部分以外の部分について、同条第二号に掲げる要件に該当せず、かつ、同条第一号及び第三号に掲げる要件に該当する場合に限る。）、第十四条第二項、第十五条、第十九条（第一項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第二十条第三項、第二十六条、第四十四条、第四十七条第一項又は第七十二条に係る部分に限る。）の規定は、法第八十七条第三項の規定により、第七条の

二、第十条の四第三項若しくは第四項、第十条の五、第十条の七から第十一条まで、第十一条の三から第十六条まで、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十八条、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十条第二項、第五十一条又は第七十二条の規定の適用を受ける建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項中「増築等」とあり、並びに同項中「増築又は改築」とあるのは「用途の変更」と、同条第二項及び第三項中「法第三条第三項」とあるのは「法第八十七条第三項」と読み替えるものとする。

3 法第三条第二項の規定により、第八条第一項（同条第三項及び第十条の四の二において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、法第八十七条第三項の規定にかかわらず、第八条第一項の規定は、適用しない。

一 避難階において用途を変更し、かつ、用途を変更する部分と避難階の屋内避難経路との間の部分に耐火構造の壁（第八条第三項において準用する場合にあつては準耐火構造の壁、第十条の四の二において準用する場合にあつては間仕切壁）又は法第二条第九号の二ロで定める防火設備（第十条の四の二において準用する場合にあつては戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。））で令第百十二条第十九項第二号に定めるもので区画を設けるとき。

二 避難階以外の階において用途を変更するとき。

第二章 特殊建築物

第一節 通則

第九条から第十条の三まで（現行のとおり）

（避難階における直通階段からの出口等）

第十条の四（現行のとおり）

2（現行のとおり）

- 一 三階又は地下二階以下の階を第九条第八号又は第九号（入所する者の寝室があるものに限る。）に掲げる用途に供する建築物に設ける通路 当該通路と屋内の他の部分とを間仕切壁又は法第二条第九号の二に定める防火設備で令第一百十二条第十九項第二号に定めるもの（居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物にあつては、当該防火設備又は同条第十二項ただし書に定める十分間防火設備）で区画すること。
- 二 三階又は地下二階以下の階を第九条第五号又は第九号（入所する者の寝室があるものを除く。）に掲げる用途に供する建築物に設ける通路 当該通路と屋内の他の部分とを間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で令第一百十二条第十九項第二号に定めるもので区画すること。

3及び4（現行のとおり）

第十条の四の二（現行のとおり）

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第十条の五（現行のとおり）

- 一 二階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルを超える場合は、次によること。

第二章 特殊建築物

第一節 通則

第九条から第十条の三まで（略）

（避難階における直通階段からの出口等）

第十条の四（略）

2（略）

- 一 三階又は地下二階以下の階を第九条第八号又は第九号（入所する者の寝室があるものに限る。）に掲げる用途に供する建築物に設ける通路 当該通路と屋内の他の部分とを間仕切壁又は法第二条第九号の二に定める防火設備で令第一百十二条第十八項第二号に定めるもの（居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物にあつては、当該防火設備又は同条第十一項ただし書に定める十分間防火設備）で区画すること。
- 二 三階又は地下二階以下の階を第九条第五号又は第九号（入所する者の寝室があるものを除く。）に掲げる用途に供する建築物に設ける通路 当該通路と屋内の他の部分とを間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で令第一百十二条第十八項第二号に定めるもので区画すること。

3及び4（略）

第十条の四の二（略）

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第十条の五（略）

- 一 二階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルを超える場合は、耐火建築物とし、かつ、これ

イ 耐火建築物とすること。

ロ これらの用途に供する部分をその他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。ただし、第九条第五号に掲げる用途に供する部分であつて、令第百十二条第十八項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

二 二階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える場合は、次によること（前号の適用がある場合を除く。）。

イ 耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

ロ これらの用途に供する部分をその他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに定める防火設備で令第百十二条第十九項第二号に定めるもので区画すること。ただし、前号ロただし書に該当する場合は、この限りでない。

2 次の各号のいずれにも適合する建築物については、前項の規定は適用しない。

一 特定主要構造部が令第百十条に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

二 （現行のとおり）

第十条の六から第十条の八まで （現行のとおり）

らの用途に供する部分をその他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

二 二階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える場合（前号の適用がある場合を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、これらの用途に供する部分をその他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに定める防火設備で令第百十二条第十八項第二号に定めるもので区画すること。

2 次に掲げる基準に適合する建築物については、前項の規定は適用しない。

一 主要構造部が令第百十条第一号に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

二 （略）

第十条の六から第十条の八まで （略）

(特別避難階段等の設置)

第十一条 (現行のとおり)

2 前項の規定は、特定主要構造部が耐火構造である建築物が、次に掲げる部分を除き、床面積の合計百平方メートル(共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・二平方メートル以下のものに設けられる鉄製網入ガラス入りの戸及び昇降機の昇降路の戸で特定防火設備と同様の構造を有し、網入ガラス入りのものを含む。第一号において同じ。)で区画され、かつ、前項の直通階段が、令第百二十三条第一項の規定に適合するもの(屋内と当該階段の階段室とが直接外気に開放されている廊下を通じて連絡するものに限る。)又は同条第二項の規定に適合するものである場合には、適用しない。

一及び二 (現行のとおり)

(削る)

第十一条の二及び第十一条の三 (現行のとおり)

(遮音間仕切り壁の設置)

第十一条の四 第九条第二号に掲げる用途(共同住宅を除く。)又は同条第五号に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する居室相互間又はこれらの各室とその他の部分との間仕切り壁は、令第二十二条の三第一項に定める遮音上有効な構造としなければならない。

(特別避難階段等の設置)

第十一条 (略)

2 前項の規定は、主要構造部が耐火構造である建築物が、次に掲げる部分を除き、床面積の合計百平方メートル(共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・二平方メートル以下のものに設けられる鉄製網入ガラス入りの戸及び昇降機の昇降路の戸で特定防火設備と同様の構造を有し、網入ガラス入りのものを含む。第一号において同じ。)で区画され、かつ、前項の直通階段が、令第百二十三条第一項の規定に適合するもの(屋内と当該階段の階段室とが直接外気に開放されている廊下を通じて連絡するものに限る。)又は同条第二項の規定に適合するものである場合には、適用しない。

一及び二 (略)

3 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分は、前二項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第十一条の二及び第十一条の三 (略)

(遮音間仕切り壁の設置)

第十一条の四 第九条第二号に掲げる用途(共同住宅を除く。)又は同条第五号に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する居室相互間又はこれらの各室とその他の部分との間仕切り壁は、令第二十二条の三に定める遮音上有効な構造としなければならない。

第十二条から第十四条まで（現行のとおり）

（内装制限）

第十五条 特別支援学校、専修学校又は各種学校の用途に供する特殊建築物は、これらの用途に供する居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。

2 前項の規定は、当該用途に供する部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 避難階又は避難階の直上階にある場合

二 床面積の合計が五百平方メートル以下の場合

三 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して知事が定めるものである場合

第三節 共同住宅等

（共同住宅等の構造）

第十六条 共同住宅等で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものを、飲食店、キャバレー、ナイト

第十二条から第十四条まで（略）

（内装制限）

第十五条 特別支援学校、専修学校又は各種学校の用途に供する特殊建築物は、これらの用途に供する居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でなければならない。ただし、これらの用途に供する部分が避難階若しくは避難階の直上階にある場合又はこれらの用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の場合は、この限りでない。

（新設）

第三節 共同住宅等

（共同住宅等の構造）

第十六条 共同住宅等で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものを、飲食店、キャバレー、ナイト

クラブ、料理店、バー、カラオケボックスその他これらに類する用途に供する部分の上階に設ける場合は、特定主要構造部を耐火構造とし、又は主要構造部を準耐火構造としなければならない。

2 (現行のとおり)

第十七条及び第十八条 (現行のとおり)

(共同住宅等の居室)

第十九条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 窓先空地（通路その他の避難上有効な空地又は特別避難階段若しくは地上に通ずる幅員九十センチメートル以上の専用の屋外階段（次項において「専用屋外階段」という。）に避難上有効に連絡する下階の屋上部分で、住戸等の床面積の合計に応じて、次の表に定める幅員以上のものをいう。以下この条において同じ。）に直接面する窓

(現行のとおり)

三 (現行のとおり)

2 前項第二号ロの窓を設けた場合は、窓先空地（下階の屋上部分にあつては、その特別避難階段又は専用屋外階段とする。）から道路、公園、広場その他これらに類するもの（以下「道路等」という。）までを幅員二メートル（住戸等の床面積の合計が二百平方メートル以下の場合にあつては、一・五メートル）以上の屋外通路（屋外に十分開放され、かつ、避難上有効に区画された通路を含む。以下この条において同じ。）で避難上有効に連絡させな

クラブ、料理店、バー、カラオケボックスその他これらに類する用途に供する部分の上階に設ける場合は、主要構造部を準耐火構造としなければならない。

2 (略)

第十七条及び第十八条 (略)

(共同住宅等の居室)

第十九条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 窓先空地（通路その他の避難上有効な空地又は特別避難階段若しくは地上に通ずる幅員九十センチメートル以上の専用の屋外階段（次項において「専用屋外階段」という。）に避難上有効に連絡する下階の屋上部分で、住戸等の床面積の合計に応じて、次の表に定める幅員以上のものをいう。次項において同じ。）に直接面する窓

(略)

三 (略)

2 前項第二号ロの窓を設けた場合は、窓先空地（下階の屋上部分にあつては、その特別避難階段又は専用屋外階段とする。）から道路、公園、広場その他これらに類するもの（以下「道路等」という。）までを幅員二メートル（住戸等の床面積の合計が二百平方メートル以下の場合にあつては、一・五メートル）以上の屋外通路（屋外に十分開放され、かつ、避難上有効に区画された通路を含む。）で避難上有効に連絡させなければならない。ただし、

なければならない。ただし、下階の屋上部分の窓先空地から避難上有効に連絡する特別避難階段が避難階の廊下その他避難の用に供する部分に通ずる場合は、当該特別避難階段については、この限りでない。

3 避難階以外の階において、住戸等に避難上有効なバルコニー又は器具等から直通階段まで安全に避難できる避難経路が確保されている場合にあつては、当該住戸等の第一項の規定の適用については、同項第二号ロ中「窓先空地（通路その他の避難上有効な空地又は特別避難階段若しくは地上に通ずる幅員九十センチメートル以上の専用の屋外階段（次項において「専用屋外階段」という。）に避難上有効に連絡する下階の屋上部分で、住戸等の床面積の合計に応じて、次の表に定める幅員以上のものをいう。以下この条において同じ。）」とあるのは、「窓先の空間（採光及び通風上有効な空間で、住戸等の床面積の合計に応じて、次の表に定める幅員以上のものをいう。以下この条において同じ。）」とし、前項の規定は適用しない。

4 前項の場合は、同項の直通階段から道路等までを幅員二メートル（住戸等の床面積の合計が二百平方メートル以下の場合にあつては、一・五メートル）以上の屋外通路で避難上有効に連絡させなければならない。ただし、直通階段が避難階の廊下その他避難の用に供する部分に通ずる場合は、当該直通階段については、この限りでない。

5 第一項第二号ロの窓先空地及び第二項の屋外通路の幅員の算定に係る住戸等の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合に応じ、

特別避難階段が避難階の廊下その他避難の用に供する部分に通ずる場合は、この限りでない。

3 第一項第二号ロ及び前項の住戸等の床面積の合計には、次に掲げる部分の床面積は、算入しないものとする。

一 第一項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する一以上の居住の用に供する居室を有する共同住宅の住戸又は住室の部分

二 第一項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の部分

(新設)

(新設)

それぞれ当該各号に掲げる住戸等の床面積の合計により算定し、第三項の規定により読み替えて適用される第一項第二号ロの窓先の空間及び前項の屋外通路の幅員の算定に係る住戸等の床面積の合計は、窓先の空間に直接面する窓を有する住戸等の床面積の合計により算定する。この場合において、住戸等の床面積の合計には第一項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する一以上の居住の用に供する居室を有する共同住宅の住戸又は住室の部分並びに同項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の部分の床面積は、算入しないものとする。

- 一 通路その他の避難上有効な空地进行を窓先空地とした場合 当該窓先空地に直接面する窓を有する住戸等及び当該窓先空地と屋外通路により接続する窓先空地に直接面する窓を有する住戸等
- 二 特別避難階段又は専用屋外階段に避難上有効に連絡する下階の屋上部分进行窓先空地とした場合 当該特別避難階段又は当該専用屋外階段に避難上有効に連絡する窓先空地に直接面する窓を有する住戸等

(廊下の構造)

第二十条 (現行のとおり)

- 一 建築物の特定主要構造部が耐火構造であり、又は主要構造部が令百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造 (以下「一時間準耐火構造」という。) であること。
- 二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(廊下の構造)

第二十条 (略)

- 一 建築物の主要構造部が耐火構造又は令百十二条に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造 (以下「一時間準耐火構造」という。) であること。

二 (略)

2 (略)

一 建築物の特定主要構造部が耐火構造であり、又は主要構造部が一時間準耐火構造であること。

二 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

(寄宿舍又は下宿の制限の緩和)

第二十一条 (現行のとおり)

一 令第百十二条第四項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分(以下「自動スプリンクラー設備等設置部分」という。)その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分

二 (現行のとおり)

2から6まで (現行のとおり)

7 防火上支障がない建築物等(第三項各号に定める要件に該当するものを除く。次項において同じ。)のうち、居室の床面積の合計が百平方メートル以下の階、居室の床面積の合計百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分又は自動スプリンクラー設備等設置部分(以下これらを「一の区画」という。)内の各階ごとに共用の部分の設け、かつ、当該共用の部分に第十九条第一項第二号の規定による窓及び同項第三号の規定による避難上有効なバルコニー又は器具等を設けた場合における第十八条、第十九条及び前条の規定の適用については、第十八条第一項及び第十九条中「住戸等」とあるのは「一の区画及び共同住宅の住戸又は住室」と、第十九条第一項中「寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室」とあるのは「寄宿舍の寝室若しくは下宿の宿泊室又は一の区画内に

一 建築物の主要構造部が耐火構造又は一時間準耐火構造であること。

二 (略)

3 (略)

(寄宿舍又は下宿の制限の緩和)

第二十一条 (略)

一 令第百十二条第三項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分(以下「自動スプリンクラー設備等設置部分」という。)その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分

二 (略)

2から6まで (略)

7 防火上支障がない建築物等(第三項各号に定める要件に該当するものを除く。次項において同じ。)のうち、居室の床面積の合計が百平方メートル以下の階、居室の床面積の合計百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分又は自動スプリンクラー設備等設置部分(以下これらを「一の区画」という。)内の各階ごとに共用の部分の設け、かつ、当該共用の部分に第十九条第一項第二号の規定による窓及び同項第三号の規定による避難上有効なバルコニー又は器具等を設けた場合における第十八条、第十九条及び前条の規定の適用については、第十八条第一項及び第十九条中「住戸等」とあるのは「一の区画及び共同住宅の住戸又は住室」と、第十九条第一項中「寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室」とあるのは「寄宿舍の寝室若しくは下宿の宿泊室又は一の区画内に

ある共用の部分」と、同項第一号中「床面積」とあるのは「寄宿舍の寢室又は下宿の宿泊室の床面積」と、同条第五項中「同項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する寄宿舍の寢室又は下宿の宿泊室」とあるのは「一の区画内に同項第二号イの規定に適合する共用の部分がある場合に限り、当該一の区画」と、前条第二項第二号中「その階における」とあるのは「一の区画内にある当該一の区画の専用の廊下で、かつ、当該一の区画内にある」とする。

8 (現行のとおり)

第四節 物品販売業を営む店舗及び飲食店

第二十二条 (現行のとおり)

(出入口)

第二十三条 (現行のとおり)

2 前項の規定により設けた主要な出入口の前面には、間口が出入口の幅の二倍以上で、かつ、奥行きが五メートル以上の寄り付き、空地その他これらに類するものを設けなければならない。

第二十四条 (現行のとおり)

(連続式店舗の構造)

第二十五条 連続式店舗（建築物（第七十三条の十八に規定する建築物の地下の部分に該当するものを除く。）の同一階において、共用の廊下に面して、それぞれ独立して区画された物品販売業を営む店舗又は飲食店の集合をいう。次条において同じ。）は、次に定める構造としなければならない。

一 床面積の合計五百平方メートル（スプリンクラー設備等で自

ある共用の部分」と、同項第一号中「床面積」とあるのは「寄宿舍の寢室又は下宿の宿泊室の床面積」と、同条第三項第二号中「第一項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する寄宿舍の寢室又は下宿の宿泊室」とあるのは「一の区画内に第一項第二号イの規定に適合する共用の部分がある場合に限り、当該一の区画」と、前条第二項第二号中「その階における」とあるのは「一の区画内にある当該一の区画の専用の廊下で、かつ、当該一の区画内にある」と読み替えるものとする。

8 (略)

第四節 物品販売業を営む店舗及び飲食店

第二十二条 (略)

(出入口)

第二十三条 (略)

2 前項の規定により設けた主要な出入口の前面には、間口が出入口の幅の二倍以上で、奥行きが五メートル以上、かつ、高さが三・五メートル以上の寄り付き、空地その他これらに類するものを設けなければならない。

第二十四条 (略)

(連続式店舗の構造)

第二十五条 連続式店舗（建築物（第七十三条の十八に規定する建築物の地下の部分に該当するものを除く。）の同一階において、共用の廊下に面して、それぞれ独立して区画された物品販売業を営む店舗又は飲食店の集合をいう。）は、次に定める構造としなければならない。

一 床面積の合計五百平方メートル（スプリンクラー設備等で自

動式のもの設けた場合は、千平方メートル)以内ごとに耐火構造若しくは一時間準耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

二 (現行のとおり)

第二十六条から第二十八条まで (現行のとおり)

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない自動車車庫等)

第二十九条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 特定主要構造部が耐火構造であり、かつ、自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画していること。

(他の用途部分との区画)

第三十条 前条の規定により耐火建築物としなければならない建築物は、自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

2 (現行のとおり)

第三十一条から第三十六条まで (現行のとおり)

(簡易宿所の宿泊室)

第三十七条 簡易宿所の宿泊の用に供する居室については、第十九条(第一項第一号に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「住戸等」とあるのは「宿泊室」と、「三

動式のもの設けた場合は、千平方メートル)以内ごとに耐火構造若しくは一時間準耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

二 (略)

第二十六条から第二十八条まで (略)

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない自動車車庫等)

第二十九条 (略)

2 (略)

一及び二 (略)

三 主要構造部が耐火構造であり、かつ、自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画していること。

(他の用途部分との区画)

第三十条 前条の規定により耐火建築物としなければならない建築物は、自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

2 (略)

第三十一条から第三十六条まで (略)

(簡易宿所の宿泊室)

第三十七条 簡易宿所の宿泊の用に供する居室については、第十九条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「住戸等」とあるのは「宿泊室」と、「三

メートル」とあり、及び「四メートル」とあるのは「二メートル」と、同条第五項中「第一項第一号、第二号イ」とあるのは「第一項第二号イ」と、「同項第一号、第二号イ」とあるのは「同項第二号イ」と読み替えるものとする。

(耐火建築物としなければならない公衆浴場)

第三十八条 公衆浴場の用に供する建築物は、次に定めるところによらなければならない。

一 耐火建築物とすること。

二 公衆浴場の用に供する部分とその他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。

一 平屋建ての場合

二 特定主要構造部が令百十条に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合又は国土交通大臣の認定を受けた場合で、外壁の開口部のうち令百十条の二各号に掲げるものに、令百九条に規定する防火設備（その構造が令百十条の三に定める技術的基準に適合するもので、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けた場合

トル」とあり、及び「四メートル」とあるのは「二メートル」と、同条第二項中「住戸等」とあるのは「宿泊室」と、同条第三項中「住戸等」とあるのは「宿泊室」と、「第一項第一号、第二号イ」とあるのは「第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

(耐火建築物としなければならない公衆浴場)

第三十八条 公衆浴場の用に供する建築物は、耐火建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。ただし、平家建ての場合は、この限りでない。

2 次に掲げる基準に適合する建築物については、前項本文の規定は適用しない。

一 主要構造部が令百十条第一号に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

二 外壁の開口部のうち令百十条の二各号に掲げるものに、令百九条に規定する防火設備（その構造が令百十条の三に定める技術的基準に適合するもので、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けたもの

第三十九条及び第四十条（現行のとおり）

（敷地と道路との関係）

第四十一条（現行のとおり）

2 一の建築物内にある二以上の興行場等がそれぞれ耐火構造の床若しくは壁又は令第一百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画され、かつ、それぞれの主要な出入口が他の道路に面する場合における前項の規定の適用については、同項中「客席の定員」とあるのは、「区画されたそれぞれの興行場等における客席の定員のうち最大のもの」とする。

3（現行のとおり）

第四十二条から第四十七条まで（現行のとおり）

（客席部と舞台部との区画）

第四十八条 舞台の床面積の合計が百平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部（花道その他これに類するものを除く。以下同じ。）との境界に区画（上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に煙感知器と連動して自動的に閉鎖する構造の法第二条第九号の二口に定める防火設備又はこれと同等以上の防火性能を有する設備を設けたものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一及び二（現行のとおり）

2及び3（現行のとおり）

（客席とその他の部分との区画）

第四十九条 客席とその他の部分（舞台部を除く。）とは、耐火構造の床、準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二口に定める防火

第三十九条及び第四十条（略）

（敷地と道路との関係）

第四十一条（略）

2 一の建築物内にある二以上の興行場等がそれぞれ耐火構造の床若しくは壁又は令第一百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画され、かつ、それぞれの主要な出入口が他の道路に面する場合における前項の規定の適用については、同項中「客席の定員」とあるのは、「区画されたそれぞれの興行場等における客席の定員のうち最大のもの」とする。

3（略）

第四十二条から第四十七条まで（略）

（客席部と舞台部との区画）

第四十八条 舞台の床面積の合計が百平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部（花道その他これに類するものを除く。以下同じ。）との境界に区画（上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に煙感知器と連動して自動的に閉鎖する構造の法第二条第九号の二口に定める防火設備又はこれと同等以上の防火性能を有する設備を設けたものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一及び二（略）

2及び3（略）

（客席とその他の部分との区画）

第四十九条 客席とその他の部分（舞台部を除く。）とは、耐火構造の床、準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二口に定める防火

設備で令百十二条第十九項第一号に定めるもので区画しなければならない。ただし、用途上やむを得ない場合は、当該防火設備に吸音材又は遮音材を張り付けることができる。

(舞台と舞台部の各室との区画等)

第五十条 舞台と舞台部の各室とは、準耐火構造の界壁又は法第二条第九号の二に定める防火設備で令百十二条第十九項第一号に定めるもので区画しなければならない。

2 (現行のとおり)

(主階が避難階以外にある興行場等)

第五十一条 (現行のとおり)

一 耐火建築物とすること。

二 興行場等とその他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

三から五まで (現行のとおり)

第五十二条から第七十一条まで (現行のとおり)

(病院等の内装)

第七十二条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 前二項の規定は、令百二十八条の五第七項に規定する国土交通大臣が定めるものについては、適用しない。

第七十三条から第七十三条の八まで (現行のとおり)

(地下街と他の地下工作物等との区画)

第七十三条の九 地下街は、他の地下工作物及び建築物の地下の部

設備で令百十二条第十八項に定めるもので区画しなければならない。ただし、用途上やむを得ない場合は、当該防火設備に吸音材又は遮音材を張り付けることができる。

(舞台と舞台部の各室との区画等)

第五十条 舞台と舞台部の各室とは、準耐火構造の界壁又は法第二条第九号の二に定める防火設備で令百十二条第十八項に定めるもので区画しなければならない。

2 (略)

(主階が避難階以外にある興行場等)

第五十一条 (略)

一 耐火建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

(新設)

二から四まで (略)

第五十二条から第七十一条まで (略)

(病院等の内装)

第七十二条 (略)

2 (略)

(新設)

第七十三条から第七十三条の八まで (略)

(地下街と他の地下工作物等との区画)

第七十三条の九 地下街は、他の地下工作物及び建築物の地下の部

分と、耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(店舗に接する地下道及び出入口階段ホール)

第七十三条の十 (現行のとおり)

一から五まで (現行のとおり)

六 建築物内又は建築物に接して設ける場合は、当該建築物の他の部分又は当該接する建築物と耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

2 二以上の層の各地下道に通ずる出入口階段ホールで、火災が発生した場合に、令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備の閉鎖により地下の各層専用の避難経路（耐火構造の床若しくは壁又は同号に定める特定防火設備で他の部分と区画されているものに限る。）を形成することができる構造となつているものの直通階段については、第七十三条の五第四号及び第七十三条の六（令百二十八条の三第五項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七十三条の十一から第七十三条の十五まで (現行のとおり)

(建築物の地下の部分と地下道等との区画)

第七十三条の十六 建築物の地下の部分は、当該建築物の地下の部分が接する地下道及び他の建築物の地下の部分と、耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(階段ホールの設置)

第七十三条の十七 (現行のとおり)

分と、耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(店舗に接する地下道及び出入口階段ホール)

第七十三条の十 (略)

一から五まで (略)

六 建築物内又は建築物に接して設ける場合は、当該建築物の他の部分又は当該接する建築物と耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

2 二以上の層の各地下道に通ずる出入口階段ホールで、火災が発生した場合に、令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備の閉鎖により地下の各層専用の避難経路（耐火構造の床若しくは壁又は同号に定める特定防火設備で他の部分と区画されているものに限る。）を形成することができる構造となつているものの直通階段については、第七十三条の五第四号及び第七十三条の六（令百二十八条の三第五項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七十三条の十一から第七十三条の十五まで (略)

(建築物の地下の部分と地下道等との区画)

第七十三条の十六 建築物の地下の部分は、当該建築物の地下の部分が接する地下道及び他の建築物の地下の部分と、耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(階段ホールの設置)

第七十三条の十七 (略)

一 階段ホールとこれに接する建築物の他の部分とは、耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

二から四まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第七十三条の十八から第七十三条の二十まで (現行のとおり)

第四章 建築設備

(耐火構造等を貫通する建築設備)

第七十四条 この条例の規定(第三章の規定を除く。)により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。)を管又は風道が貫通する場合は、令第百十二条第二十項又は第二十一項の規定に適合する構造としなければならない。この場合において、第八条の規定により区画する耐火構造の壁を貫通する風道に設ける防火設備は、令第百十二条第十一項の規定により防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法によらなければならない。

第七十五条から第八十二条まで (現行のとおり)

第六章 罰則

第八十三条 第二条(第三項を除く。)、第三条第一項、第三条の二、第四条第一項、第五条、第七条から第七条の三まで、第八条第一項(同条第三項又は第十条の四の二において準用する場合を含む。)、第八条の九から第八条の十七まで、第十条(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の二第一項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の三(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条

一 階段ホールとこれに接する建築物の他の部分とは、耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

二から四まで (略)

2 (略)

第七十三条の十八から第七十三条の二十まで (略)

第四章 建築設備

(耐火構造等を貫通する建築設備)

第七十四条 この条例の規定(第三章の規定を除く。)により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。)を管又は風道が貫通する場合は、令第百十二条第十九項又は第二十項の規定に適合する構造としなければならない。この場合において、第八条の規定により区画する耐火構造の壁を貫通する風道に設ける防火設備は、令第百十二条第十項の規定により防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法によらなければならない。

第七十五条から第八十二条まで (略)

第六章 罰則

第八十三条 第二条(第三項を除く。)、第三条第一項、第三条の二、第四条第一項、第五条、第七条から第七条の三まで、第八条第一項(同条第三項又は第十条の四の二において準用する場合を含む。)、第八条の九から第八条の十七まで、第十条(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の二第一項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の三(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条

の四、第十条の五第一項、第十条の七、第十条の八、第十一条第一項、第十一条の二から第十一条の四まで、第十二条、第十三条、第十四条（第三項を除く。）、第十五条、第十六条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（同条第三項において読み替えて適用する場合又は第三十七条若しくは第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條から第二十六條まで、第二十七條（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第二十九條、第三十條、第三十一條（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第三十二條（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第三十三條第一項、第三十八條第一項、第三十九條、第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條から第四十七條まで、第四十八條（第二項を除く。）、第四十九條から第五十一條まで、第七十二條（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）、第七十三條の三、第七十三條の六（第七十三條の十八において準用する

の四、第十条の五第一項、第十条の七、第十条の八、第十一条第一項、第十一条の二から第十一条の四まで、第十二条、第十三条、第十四条（第三項を除く。）、第十五条、第十六条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條から第二十六條まで、第二十七條（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第二十九條、第三十條、第三十一條（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第三十二條（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第三十三條第一項、第三十八條第一項、第三十九條、第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條から第四十七條まで、第四十八條（第二項を除く。）、第四十九條から第五十一條まで、第七十二條（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）、第七十三條の三、第七十三條の六（第七十三條の十八において準用する場合に限る。）、第七十三條の八（第七十三條の十九第三項において準用する場合に限る。）、第七十三條の九、第七十三條の十第一項

場合に限る。)、第七十三条の八(第七十三条の十九第三項において準用する場合に限る。)、第七十三条の九、第七十三条の第十一項(第七十三条の十八において準用する場合を含む。)、第七十三条の十一(第七十三条の十八において準用する場合を含む。)、第七十三条の十二から第七十三条の十六まで、第七十三条の十七第一項、第七十三条の十九(第三項を除く。)、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第八十条又は第八十一条の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、その建築物又は建築設備の工事施工者)は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第六条(第一項を除く。)及び第六条の二の規定に違反した工作物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合には、その工作物の工事施工者)は、十万円以下の罰金に処する。

3及び4 (現行のとおり)

(第七十三条の十八において準用する場合を含む。)、第七十三条の十一(第七十三条の十八において準用する場合を含む。)、第七十三条の十二から第七十三条の十六まで、第七十三条の十七第一項、第七十三条の十九(第三項を除く。)、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第八十条又は第八十一条の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、その建築物又は建築設備の施工者)は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第六条(第一項を除く。)及び第六条の二の規定に違反した工作物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合には、その工作物の施工者)は、十万円以下の罰金に処する。

3及び4 (略)